

インフルエンザによる出席停止期間について

1 第二種感染症の出席停止期間(学校保健安全法施行規則、2014年4月改正)

病名	出席停止期間の基準 (学校)
インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで。 (病状により学校医または主治医において感染のおそれがないと認められる場合についてはこの限りではない。)

2 発症は医師の判断を優先し、医師判断がなければ医療機関受診日とする。
受診翌日から1日と数える。

症例	発症日	発症後						
		1日	2日	3日	4日	5日	6日	7日
例1	発熱 (受診日)	解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目	発症後 4日目	発症後 5日目		
	出席停止						登校可能	
例2	発熱 (受診日)	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目	
	出席停止						登校可能	
例3	発熱 (医師判断)	発熱 (受診日)	解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目	発症後 5日目		
	出席停止						登校可能	
例4	発熱 (受診日)	発熱	発熱	解熱	解熱後 1日目	解熱後2日目 発症後5日目		
	出席停止						登校可能	
例5	発熱 (医師判断)	発熱	発熱 (受診日)	解熱	解熱後 1日目	解熱後2日目 発症後5日目		
	出席停止						登校可能	